

学校法人富士大学 役員の報酬等規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人富士大学寄附行為（令和 7 年 4 月 1 日施行）第 57 条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事および監事をいう。
- 二 常勤理事とは、学校法人富士大学（富士大学を含む。以下同じ。）に勤務することが常態である理事をいう。
- 三 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- 四 役員の報酬等とは、報酬、賞与その他役員の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職金をいい、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、富士大学給与規程に基づくものは含まれない。
- 五 費用とは、役員の職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 一 主として法人業務に従事する常勤理事（理事長、副理事長、専務理事、常務理事）に対する支給：①月額報酬、②賞与、③理事会出席時の報酬、④退職金、⑤職員に準じた臨時諸手当等、⑥理事職務出張時の日当
- 二 主として大学の教学事項および教育研究に従事する常勤理事（学長、常勤の教育職員（以下「教員」という。）理事）に対する支給：（教員としての給与、賞与、退職金、諸手当等が別途支給されるほか、次の報酬等が支給される。）①理事会出席時の報酬、②学長の理事職務出張時の日当
〔教員兼務常務理事の職に就いた場合、次の報酬等を支給する。〕
①月額報酬、②賞与、③退職金
- 三 主として大学の事務に従事する常勤理事（常勤の事務職員（以下「事務職員」という。）理事）に対する支給：（事務職員としての給与、賞与、退職金、諸手当等が別途支給されるほか、次の報酬等が支給される。）
①理事会出席時の報酬
〔事務職員兼務常務理事の職に就いた場合、次の報酬等を支給する。〕
①報酬、②賞与、③退職金
- 四 非常勤理事に対する支給：①理事会出席時の報酬
- 五 監事に対する支給：①理事会出席時の報酬、②監査実施時の報酬、③文部

科学省主催監事研修会受講時の報酬

（報酬等の額の算定方法）

第 4 条 前条に定める報酬等の額の算定方法は次のとおりとする。

- 一 常勤理事に対する月額報酬および賞与の額は、別表 1 に定める金額の範囲内で、理事会で決定する。ただし、賞与の支給は、教員・事務職員への支給に準じて支給する。
- 二 理事会出席時の報酬は別表 2 のとおりとする。
- 三 退職金については、次条で定める。
- 四 職員に準じた臨時諸手当等とは、通常の手当とは別に、冬季の燃料手当等職員に対して臨時に支給される手当等をいい、職員に準じた額を支給する。
- 五 理事職務遂行のための出張時の日当は、別表 5 に定めるとおりとし、役員報酬扱いとする。
- 六 非常勤理事の理事会出席時の報酬については、別表 2 のとおりとする。
- 七 監事の報酬については、別表 3 のとおりとする。

（役員退職金）

第 5 条 役員退職金については、次の各号の定めに従い支給する。

- 一 主として法人業務に従事する常勤理事（理事長、副理事長、専務理事、常務理事）に対する支給：月額報酬を基に富士大学退職金支給規程（以下「退職金規程」という。）に定める算式により算出した退職金（別表 4 の基準）
 - 二 前号以外の常勤理事（学長、教員理事、事務職員理事）に対する支給：役員退職金の支給はなく、退職金規程に基づき算出した退職金を、職員退職金として支給する。
 - 三 第 3 条第 2 号に定める教員兼務常務理事または同条第 3 項に定める職員兼務常務理事に対する支給（◎退職金）：役員の月額報酬について退職金規程に基づき算出した退職金
 - 四 非常勤理事、監事に対する支給：なし
- 2 前項第 1 号の主として法人業務に従事する常勤理事および第 2 号の常勤理事のうちの学長については、就業規則第 12 条に定める定年（67 才または 62 才）は適用せず、退職金規程第 3 条（退職金の支給条件）第 1 号の「定年により退職したとき」を「任期満了により理事を退任したとき」と読替えて適用する。

（報酬等の支給方法）

第 6 条 報酬等は、次の時期に現金または銀行振込みで支給する。ただし、支給日が休日または土曜日の場合には、前日に繰上げて支給する。

- 一 月額報酬：毎月 20 日
- 二 賞与：原則として毎年 6 月および 12 月
- 三 理事会出席、監査実施、監事研修会受講の報酬：都度

四 退職金：退職の日から 2 ヶ月以内

2 月の途中において就任、退任または解任があった場合の月額報酬については、執務日数による日割り計算とする。

(役員弔慰金等)

第 7 条 役員が死亡したときは、弔慰金等を贈ることができる。

(費 用)

第 8 条 次の各号に該当する場合には、別表 5 に定める役員旅費を支給する。

- 一 学校法人の業務のために出張した場合
- 二 県外在住の役員が理事会出席する場合

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公 表)

第 9 条 学校法人富士大学は、本規程をもって、私立学校法(令和 2 年 4 月 1 日施行)第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

学校法人富士大学 評議員の報酬等規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人富士大学の評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第 2 条 評議員の評議員会出席に対しては、次の各号の定めに従い報酬等を支給する。

- 一 富士大学の常勤の教育職員または常勤の事務職員ではない評議員
日当（報酬） 15,000 円を支給
（県外在住者には、別に交通費を支給）
- 二 富士大学の常勤の教育職員または常勤の事務職員である評議員
勤務日以外の評議員会出席時、日当（報酬） 8,000 円を支給

2 前項の報酬等の額は、評議員会への出席の状況（部分出席等）によっては、減額することがある。

(費用の支給)

第 3 条 評議員が、その職務の遂行に際し費用を要する場合は、当該費用を支給することがある。

(補 則)

第 4 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとし、理事会に報告するものとする。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。